

電気工事士等の資格と作業範囲

電気工作物には、電気事業用電気工作物、自家用電気工作物、一般用電気工作物の種類があります。

- ①電気事業者の設備（配電線、発電所、変電所、送電線（5万V未満）など）
- ②最大電力500kW以上の自家用電気工作物（特高受電設備、特高受電している事業場の低圧構内配線など）
- ③500kW未満の自家用電気工作物の高圧受電設備など
- ④500kW未満の自家用電気工作物の低圧構内配線など
- ⑤一般用電気工作物
- ⑥500kW未満の自家用電気工作物及び一般用電気工作物の非常用予備発電装置（以下予備発という。）
- ⑦500kW未満の自家用電気工作物及び一般用電気工作物のネオン設備

<<工事をするのに必要な資格>>

- ①、②は原則、選任されている電気主任技術者の指揮のもとで行われるので法令上規定していない。
（電気工事二法の範囲外ですが、設置者から契約上資格を要求される場合があります。）
- ③には第一種電気工事士免状が必要です。
- ④には第一種電気工事士免状または認定工事従事者資格証が必要です。
- ⑤には第一種又は第二種電気工事士免状が必要です。
- ⑥特種電気工事従事者資格証（非常用予備発電装置工事）が必要です。
- ⑦特種電気工事従事者資格証（ネオン工事）が必要です。

最大電力 500kW未満の自家用電気工作物の電気工事	一般用電気工作物の電気工事
<p style="text-align: center;">特殊電気工事 (ネオン工事、予備発工事)</p> <p style="text-align: center;">特種電気工事資格者認定証</p>	<p style="color: red;">第一種電気工事士</p> <p style="color: red;">第二種電気工事士</p>
<p>第一種電気工事士</p>	
<p>簡易電気工事</p> <p>認定電気工事従事者認定証</p> <p>第一種電気工事士</p>	

1. 第一種電気工事士・・・自家用電気工作物に係る電気工事（特殊電気工事を除く）及び一般用電気工作物に係る電気工事。
2. 第二種電気工事士・・・一般用電気工作物に係る電気工事。
3. 認定電気工事従事者認定証・・・自家用電気工作物の内、600V以下に係る電気工事。ただし、電線路を除く。
4. 特種電気工事資格者認定証・・・ネオン工事及び予備発に係る工事。

（備考）・第一種及び第二種電気工事士免状の交付者・・・都道府県知事。
・認定電気工事従事者認定証及び特種電気工事資格者認定証・・・産業保安監督部長。

<<資格取得前にできる工事（実務経験をするため）>>

- ・認定工事従事者資格証を取得する前（第二種電気工事士免状を持っていない場合）にできる電気工事は主に①、②です。
- ・特種電気工事従事者資格証を取得する前にできる特殊工事は主に①、②の予備発またはネオンの工事です。